

消費税の 申告期限は

3月31日

(注)今年は4月1日です

2割特例を知らないまま申告した…



申告期限内なら申告の やり直しができます！

2割特例に基づいて計算し、期限内に申告書を再提出（訂正申告）しましょう。

【2割特例とは】

インボイス登録によって消費税の課税事業者になった場合、消費税の納税額を売り上げに係る消費税の2割とする特例です。

 **ここに注意！**

2割特例を適用しない申告書を提出し、申告期限が過ぎた場合は、やり直し（更正の請求）はできません。

逆に、申告期限までに申告していなかった納税者が行う期限後申告では2割特例が使えます。

【2割特例 活用のポイント】

- ① 活用する場合は、2割特例の計算方法に従って消費税を計算し、消費税申告書の摘要欄に○を付ければOKです。
- ② 摘要欄に○をつけ忘れてたまま申告していた場合は、税務署が2割特例を適用するかどうか意思確認を行います。該当する場合は「2割特例を活用します」と伝えましょう。

インボイス登録で消費税初申告 まだ間に合います！

あなたも
民商に
相談を

民商なら自分でわかる